

令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 250

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）	
	産後ヘルパー事業委託		1,856	日	3,045
	産前ヘルパー事業委託		143	日	484
	訪問育児サポーター事業委託		116	世帯	4,465
	その他（研修講師謝礼、決定通知発送）			312	
事業実績	産前・産後支援ヘルパー事業は、昨年度と比べて、産前、産後ともに利用世帯数が減少しました。また、利用日数も産前、産後ともに減少しています。訪問育児サポーターの活動人数は91人で、コーディネート件数116件、サポーター活動件数180件となり、昨年に比べ減少しました。				

令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	産前・産後支援ヘルパー事業は、平成14年の開始時は4事業者、現在は8事業者に委託して実施していますが、事業者のヘルパー人数の関係上、利用者の多くは週2～3回の利用となっています。利用者からは、利用できる事業者がなかなか見つからない、利用回数を増やして欲しいなどの要望がありました。 訪問育児サポーター事業は、平成23年度事業開始後、利用者数は年々増加しましたが、平成28年度以降は200人弱と減少傾向です。利用者からは「初めての子育てでとても参考になった。」「不安感が解消できた。」といった意見が大半ですが、一部ではより専門的な育児技術への要望もあります。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	産前・産後支援ヘルパー事業は、子どもセンターで申請を受け付けることにより、身近な場所で申請ができる環境が整ってきています。出生数が平成27年度をピークに減少している一方で、核家族化及び出産年齢の高齢化等により、産前・産後の親族のサポートを得ることが困難な環境にあることから、引き続き同程度の需要が続くと予測されます。 また、訪問育児サポーターの利用家庭数は、減少傾向にあるものの、サポーターは地域の子育て支援の担い手としての役割を果たしています。子育て開始期の育児不安を解消するサービスとして、今後も28年度以降と同程度の需要が見込まれます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	産前・産後支援ヘルパー事業は、平成24年度に出生時の無償の子育て応援券が増額となったことに伴い利用者が増加したことから、当初4事業者であった委託業者を増やし、現在は8事業者となっています。令和元年度は昨年度に比べ、産前・産後ともに利用者は減少しています。 訪問育児サポーター事業は、ゆりかご面接や子どもセンターなど出産前後の様々なサポートが充実してきたことから、平成28年度以降の利用者数は200人弱となっており、事業開始後より減少しています。令和元年度も昨年度と比較すると利用者は若干減少しています。
評価と課題	産前・産後支援ヘルパー事業の利用世帯数は、前年度比で8%減となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、訪問する方もされる方も不安を感じるという声がありました。一方、本来なら親族等に身の回りの世話をしてもらおう予定だったが、来てもらえなくなったために利用したいという声もあることから、感染拡大防止に細心の注意を払いながら、利用者の希望に対応できるよう、事業の充実に努める必要があります。 訪問育児サポーター事業についても、引き続き事業の周知に取り組むとともに、サポーターの育成を進めます。また、子育てに不安感や負担感を感じている家庭が必要な支援につながるよう、関係機関と連携を図り事業の実施に努めます。

令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	産前・産後支援ヘルパー事業について、今後も一定の利用が見込まれるため予算は現状維持とし、利用者の希望に対応するため、広報等で事業者やヘルパーの募集を行うとともに研修等を通して質の向上に努めます。 訪問育児サポーター事業は、利用者アンケート調査の内容等を踏まえて、委託先の杉並区社会福祉協議会と協議しながら、サポーターの増員を図るとともに、研修内容を見直すなど、サポーターの育成を図り事業の充実に努めます。	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 345

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	妊婦健康診査 (超音波検査・子宮頸がん検診含む)		63,436	件
	妊婦歯科健康診査	1,937	人	12,618
	産婦健康診査	1,892	人	7,799
	その他 (保健指導票交付ほか (母子保健システム含む))			4,332
事業実績	<p>都の子供手帳モデルを踏まえ、母子健康手帳の内容を充実し、令和2年度配布に向けた準備を進めました。</p> <p>妊婦健康診査受診票等の交付数の減少により、妊婦健康診査の1回目受診件数は平成30年度に比べ4,717件で0.8%減少し、産婦健康診査の受診者数は1,892人で3.1%減少しました。一方で、妊婦歯科健康診査の受診者数は1,937人で8.4%増加しました。</p>			

令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>出産年齢の高齢化に伴い、平成8年度より出産予定日現在35歳以上の妊婦に対し超音波検査受診票が追加交付されました。平成20年度には都内区市町村の妊婦健康診査受診票の交付が2枚から14枚に、平成21年度からは都内全域で交付されました。平成23年度からは妊婦超音波検査の年齢制限が撤廃され、杉並区独自の制度として区内契約医療機関において妊婦子宮頸がん検診・産婦健康診査・妊婦歯科健康診査の各1回公費負担を開始しました。平成28年度には東京都の妊婦健診検査項目に妊婦HIV抗体検査と妊婦子宮頸がん検診が追加されました。平成29年度からは妊娠初期の受診が多いことから、妊婦健康診査検査項目にあるC型肝炎検査が2回目～14回目から1回目に変更になりました。</p>
事業の今後 (3~5年)の予測と方向性	<p>出生数が減少傾向にあることに伴い、妊婦数も減少していくと予想されます。しかし、妊娠満11週以内に妊娠の届出をする割合は、近年96%台で推移しており、ゆりかご面接など妊娠初期から妊婦健康診査受診対象者へ勧奨を行うことによって、受診率は高い水準で推移していくものと見込んでいます。引き続き、妊娠初期における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図っていきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>妊婦健康診査は、対象者に対しゆりかご面接時の受診勧奨を行っており、償還払い等により全ての妊婦が助成制度を利用できることから、受診率は成果目標を達成しています。</p> <p>妊婦歯科健康診査の受診率は、ここ数年約35~40%台を推移しており、目標を達成しています。</p>
評価と課題	<p>産科医療機関等との連携に加え、妊娠届出時に全妊婦に行うゆりかご面接において、妊婦健康診査の重要性や子育て支援サービスを勧奨することで、妊婦健康診査受診率は96.6%と平成30年度と比べ微増しました。面接後も、保健センターにおいて出産や育児に関する相談にきめ細かく対応することで、出産・子育てに対する不安軽減につながっています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、厚生労働省から妊婦健康診査の間隔をあげる事が可能なこと等が示されています。こうした状況を注視しながら、引き続き、産科医療機関等と連携し、支援が必要な妊産婦の早期把握に努め、適切な支援へつなげていきます。</p>

令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>妊娠初期からの妊婦健康診査の受診勧奨等により、今後も妊婦健康診査受診率は96%台で推移すると見込まれます。また、ゆりかご面接において受診の必要性や健診の時期等を伝えることで計画的な受診につながっています。母体の健康維持と安全な出産に向けて全ての妊婦が受診できる環境を維持するため現状維持とします。対象者数については、実績や出生数をもとに精査をしていきます。</p>	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 346

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	6・9か月児健康診査（医療機関）		8,384	人
	1歳6か月児健康診査（保健センター及び医療機関）	8,232	人	31,938
	3歳児健康診査（保健センター）	4,282	人	17,208
	4か月児健康診査（保健センター）	4,345	人	14,798
	その他（乳幼児歯科相談、経過観察ほか（母子保健システムを含む））			48,517
事業実績	乳幼児健康診査、乳幼児歯科健康診査の受診率は、横ばいで推移しています。新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な治療や支援につなげることで、ことばの発達などへの影響を最小限に抑えることが期待できることから、平成31年4月から、新生児聴覚検査の一部助成を開始しました。			

令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	乳幼児健康診査は、保健センターにおいて4か月児・1歳6か月児・3歳児、医療機関において6か月児・9か月児・1歳6か月児を実施しています。乳幼児の疾患や発達の遅れ等の早期発見に加え、保護者の育児不安の解消や児童虐待の未然防止に関しても重要な役割を果たしています。平成17年度に発達障害者支援法が施行され、発達障害等の早期発見・療育への支援が重要な課題となったことから、乳幼児健康診査の問診票を見直し、発達に心配のある児の支援につなげています。平成30年6月から3歳児健診に視能訓練士による視力検査を導入し、平成31年4月から新生児聴覚検査の一部助成を開始しました。歯科については、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査と同日に歯科健康診査を実施し、4歳までの間、乳幼児歯科相談を随時実施しています。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	妊娠中から心身の安定を保ち安心して子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図るとともに、健康診査を通じて、支援が必要な対象児の早期発見や児童虐待の未然防止を担う役割を果たしていきます。 令和2年6月から、マイナポータルを通じた健診データの提供や市町村間の情報連携を開始したことで、乳幼児期から学齢期を通じた健康への関心が高まると見込まれます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	乳幼児健康診査は、保健センター及び医療機関で実施しており、全ての対象児に連絡し受診勧奨をしていることから、受診率は94%台で推移しており成果目標は概ね達成しています。引き続き、未受診者に対し受診勧奨を進めるとともに勧奨方法を見直し改善を図ります。また、令和2年6月から市町村間の情報連携が開始することから、今後は受診状況の把握が容易になっていくことが想定できます。 乳幼児歯科健康診査については、全ての対象児に受診勧奨をする乳幼児健診と同日に実施するため、受診率は97.2%と概ね成果目標を達成しています。
評価と課題	乳幼児健康診査の実施により、疾病や発達障害の疑いに関する早期発見・早期対応につながり、保護者に対する適切な指導や育児不安の軽減に結びついています。引き続き、未受診者への受診勧奨と、精密健康診査の結果を把握していくことで、切れ目のない適切な支援につなげていきます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今後、乳幼児健康診査の実施方法を見直す等、適切な対策を講じていきます。 新生児聴覚検査の一部助成を開始したことにより、聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援に結びつくなど、ことばの発達などへの影響を最小限に抑えることに寄与しています。 ゆりかご面接等においても、引き続き、乳幼児健康診査の重要性について周知徹底を図ります。

令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	令和2年度の実施が、新型コロナウイルス感染症の影響で休止・延期となり、受診期間の延長や呼出人数等の制限など大幅に変更になっていることから、令和3年度においても、引き続き、実施回数や衛生材料等を増やすことが予想されます。	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00337)

事務事業名称	母子に関する相談・講座等	款	04	項	05	目	03	事業	003	整理番号	347	
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	母子保健係				連絡先電話番号	1352	昨年度整理番号	354		
上位施策No・施策名	20 妊娠・出産期の支援の充実						予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和50年度	実行計画事業	目標	05	施策	20	計画事業	01	02	主要事業 (区政経営報告書掲載事業)		
令和元年度担当課名	子ども家庭部子育て支援課						事業評価区分	一般				

令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠の届出をした全妊婦 ○主に初産の妊婦とそのパートナー ○出産した全家庭 ○乳幼児とその保護者 ○1歳6か月健康診査後、発達に偏りが疑われる幼児とその保護者 	根拠法令等	(1) 母子保健法第9条から第11条まで及び児童福祉法第6条 (2) 地域保健法第6条
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から出産・子育て期の知識の普及や、保護者の心身の安定や育児不安の解消のため相談・面接・指導等を行い、安心して出産・育児ができるように支援する。 ○疾病・障害の早期発見と発達の偏りを心配する保護者への支援を行う。 	活動指標	指標名 (1) 4か月までの乳児の訪問数 (実) 指標説明 すこやか赤ちゃん訪問件数 指標名 (2) パパママ学級受講者数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○全妊婦に保健師等専門職が面接を行い、支援プランを作成する。特に支援の必要な妊婦及び生後6か月未満の母児のショートステイ・デイケア・要支援訪問を行う。 ○平日及び休日に母親学級とパパママ学級を開催。 ○出産後の全家庭へ訪問し、育児相談や地域の情報提供を行う。 ○育児相談・離乳食講習会を開催する。 ○親子参加型のグループ活動を通して専門職員が心身の発達に関する相談・助言等による支援を行う。 	指標説明	成果指標 指標名 (1) 4か月までの乳児の訪問率 指標説明 訪問人数÷出生数 指標名 (2) パパママ学級受講率 指標説明 受講者実人数÷2÷第1子出生数

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	令和元年度	令和元年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 人	4,475	4,600	4,534	4,600	4,391	4,600	95.5	87.7
活動指標 (2)	2 人	2,915	3,000	2,798	3,100	2,700	3,100	87.1	
成果指標 (1)	3 %	99.0	99	98.6	100	100.1	100	100.1	
成果指標 (2)	4 %	56.1	57	52.3	57	52.4	57	91.9	
事業費	5 千円	71,679	57,457	49,461	57,092	50,078	57,083	特記事項 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため3月開催を休止したことにより、休日のパパママ学級・母親学級委託料が執行残となりました。 産後ケア事業は利用認定された人数が予算より少なかったため執行残となりました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	28,916	37,542	30,946	36,861	31,391	37,073		
職員数	8 人	18.06	17.34	17.98	15.89	15.98	16.99		
	9 人	4.00	3.30	4.21	3.80	3.80	3.80		
人件費	10 千円	149,658	146,262	151,499	133,889	139,314	144,742		
	11 千円	11,776	9,715	13,005	11,738	11,704	11,704		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	233,113	213,434	213,965	202,719	201,096	213,529		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	52,092	46,399	47,191	44,069	45,797	46,419		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	29,211	0	28,973	23,339	28,899	26,462		
	16 千円	42,368	0	36,364	30,902	36,113	26,768		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	71,579	0	65,337	54,241	65,012	53,230		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	161,534	213,434	148,628	148,478	136,084	160,299		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 347

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	4か月までの乳児訪問	4,391	人	24,657
	ゆりかご面接	4,805	人	2,753
	出産育児準備教室の開催【平日・休日、パパママ・母親学級】(受講者数)	4,561	人	7,617
	あそびのグループ・あそびのグループプラス(参加者数)	504	組	4,772
	その他(育児相談・講習会、産後ケアほか(母子保健システムを含む))			10,279
	事業実績	<p>ゆりかご面接では、平日に加え水曜日の夜間、土曜日窓口の実施と、アウトリーチによる面接を実施しており、面接率は98.4%で平成30年度と比べ0.2ポイント増加しました。パパママ学級は年間69回実施し受講者数は2,700人で3.5%減少しました。あそびのグループの親子参加は年間60回実施し延べ310組で5%減少、あそびのグループプラスは年間60回実施し延べ194組で8%減少しました。産後ケア事業のうち、デイケア利用は延べ162日(実利用者数26人)で253%増加、ショートステイ利用は延べ26日(実利用者数6人)で40%減少しました。</p>		

令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見(期待・要望・苦情等)	<p>出産育児準備教室は平日の母親学級を開始して以降、要望等に応じてパパママ学級、休日の各学級を追加し順次実施しています。平成21年度から、赤ちゃんが生まれた全家庭へ保健師や助産師等専門職が訪問し育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行うすこやか赤ちゃん訪問を実施しています。平成27年度に開始した産後ケア事業は、令和3年4月に改正母子保健法の施行が予定されることから、事業内容の見直しが必要です。同年に開始した、全妊婦と保健師等専門職が面接を行うゆりかご事業は、窓口の拡充やワンストップ化等を図ったことから、ゆりかご面接率が28.6%から98.4%に向上しています。</p>
事業の今後(3~5年)の予測と方向性	<p>ゆりかご面接とすこやか赤ちゃん訪問は区民に定着しており、実施率はほぼ100%になっています。母親学級・パパママ学級の受講者数は横ばいで推移しており、今後も一定数の参加希望が見込まれることから、負担が大きい妊婦が参加しやすくなるよう開催方法等の見直しを進めていきます。産後ケア事業は、より妊婦が参加しやすいよう負担軽減に配慮し実施施設を増やしていくとともに、ニーズに対応した事業の拡充を図っていきます。</p>
計画(目標値)に対する実績(指標の分析等)	<p>すこやか赤ちゃん訪問率は、ゆりかご面接時における周知により、生後4か月までの乳児のいる家庭へ連絡し訪問できていることから、ほぼ達成しています。引き続き、対象となる全家庭への訪問を実施し、育児不安の解消・軽減や産後うつの早期発見など、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月のパパママ学級を休止したことで受講者数が減少していますが、第1子出生数も減少しているため、パパママ学級受講率は平成30年度とほぼ同率に留まっています。</p>
評価と課題	<p>ゆりかご面接及びすこやか赤ちゃん訪問は、ほぼ100%の実施率で推移しており区民に定着しています。訪問時に実施するアンケート(産後うつスケール)は、支援が必要な産婦の早期発見や産後うつ、児童虐待の未然防止に結びついています。パパママ・母親学級では、受講予定数に対し、体調不良等による欠席が一部見込まれることから、予約枠や開催方法を工夫していきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で参加できなかった区民への対応として動画配信等を検討していきます。あそびのグループ事業では、参加者は減少したものの、利用までの流れを改善したことで、より適切な時期の利用に結びつきました。産後ケア事業では、一部施設において受入可能日数の上限を廃止し、空き状況に応じて受け入れるように変更を行い、デイケア利用の促進を図りました。</p>

令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性(見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し(改善)・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>母子保健法の改正を踏まえて、より利用しやすい産前・産後サービスについて検討を進めます。「出産・子育て応援事業」が令和2年度から「とうきょうママパパ応援事業」(国・都)に変わり、令和6年度までの5年間適用されます。ゆりかご事業は補助率2分の1、産後ケア事業は補助率10分の10に拡充されたほか、新たな事業も追加されています。</p>	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 348

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	未熟児養育医療費助成		99	人
	妊娠高血圧症候群等医療費助成	4	人	995
	その他（ ）			
事業実績	未熟児養育医療受給者は平成30年度の83人から16人増加し、妊娠高血圧症候群等医療費助成数は5人から1人減少、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付は6件減少し0件でした。			

令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	未熟児に対し、生後速やかに適切な措置を講じるために未熟児養育医療費を、妊娠高血圧症候群に対し、長期入院者及び低所得世帯の妊産婦に入院中の医療費を助成しています。 平成23年度から、小児慢性疾患児童日常生活用具給付対象に、ネブライザー及びパルスオキシメーターが追加されました。平成27年度から、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付対象に、ストーマ器具（蓄便袋・蓄尿袋）及び人工鼻が追加されました。平成28年度から「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付」に変更になりました。平成30年度から、みなし寡婦控除の適用が始まりました。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	近年の実績から、未熟児養育医療受給者数は年間100人程度、妊娠高血圧症候群等医療費助成は10人程度、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付は10件程度の利用が見込まれます。 今後も母子保健医療費等助成の必要な妊婦や乳幼児を早期に把握し、継続した支援を行っていきます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	指定養育医療機関の医師が入院して養育を受ける必要があると認めた乳児には、確実に医療給付を実施しているため、養育医療給付率は達成しています。
評価と課題	高度な医療や入院療育が必要な未熟児や、長期に渡って療養を必要とする児童等に対し、未熟児養育医療費や小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を行い、医療費等の負担軽減を図るとともに、必要に応じて相談や保健指導を実施しました。 今後も、妊娠届出時のゆりかご面接や出産準備教室を通して、医療費等助成の周知を行うとともに、母体に悪影響を与える要因である喫煙や飲酒についての周知・啓発に取り組みます。

令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	令和2年4月に、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に係る徴収金基準が改正されました。今後、未熟児養育医療費に係る徴収金基準額表も改正される予定です。（どちらも算出方法が所得税から地方税に変更） 母子の健康増進に資するために、引き続き、ゆりかご面接や出産準備教室等を開催し、栄養指導や母体に喫煙や飲酒など悪影響を与える要因等の啓発に取り組みます。	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00339)

事務事業名称	自立支援医療（育成）の給付	款	04	項	05	目	03	事業	005	整理番号	349
現担当課名	保健予防課	係名	保健予防係			連絡先電話番号	4525		昨年度整理番号	356	
上位施策No・施策名	20 妊娠・出産期の支援の充実					予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和33年度										
令和元年度担当課名	保健予防課					事業評価区分	一般				

令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	身体に障害や病気があり、手術等によって障害の改善が見込まれる18歳未満の児童	根拠法令等	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○必要な治療を受け、機能障害を残さない、または生活能力を維持できるようにする。	活動指標	育成医療受給者証交付件数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○生活能力を維持できるようにするために、指定自立支援医療機関で健康保険を使って治療した場合の自己負担額を助成する。	指標名 (1)	
		指標説明	
		指標名 (2)	
		指標説明	
		成果指標	医療費助成件数
		指標名 (1)	
		指標説明	
		指標名 (2)	
		指標説明	

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	令和元年度	令和元年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 件	9	18	4	9	9	9	100.0	20.7
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3 件	47	50	8	36	5	36	13.9	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	1,393	1,820	198	1,820	377	1,511	特記事項 令和元年度は、受給者証の交付件数に比べ、医療費の助成件数が大幅に減少したため、予算執行率が低くなりました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	2	10	6	10	0	5		
職員数	8 人	0.15	0.15	0.15	0.20	0.15	0.20		
	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	10 千円	1,289	1,289	1,264	1,486	1,308	1,744		
	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	2,682	3,109	1,462	3,306	1,685	3,255		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	298,000	172,722	365,500	367,333	187,222	361,667		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	3,687	900	695	900	695	750		
	16 千円	146	450	47	450	94	375		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	3,833	1,350	742	1,350	789	1,125		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	△1,151	1,759	720	1,956	896	2,130		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 349

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	育成医療受給者証交付（再交付含む）		9	件
	育成医療費公費負担の支出	5	件	377
	その他（ ）			
事業実績	育成医療受給者証の交付及び医療費公費負担分の支払い事務を行いました。保護者向けのチラシや申請者用所得区分確認シートを活用し、制度の周知に努めました。			

令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	平成19年4月1日から義務教育就学児医療費助成（マル子医療証）の制度が開始された影響もあり、育成医療の受給申請は減少傾向です。 育成医療費助成の認定審査に係る事務（支給認定審査会）が、平成25年度に東京都から区へ移譲されたことにより、申請から審査、受給者証の送付までの事務処理期間が短縮されました。 また、自立支援医療（育成医療）は、区条例による乳幼児及び義務教育就学児医療費助成に優先されるものですが、申請の手間などを理由に、申請しない方もいます。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	制度変更などの大きな変化は予定されていません。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	本制度は18歳未満の児童で、身体上の障害を有するか、現在有する疾患について医療を行わないと将来障害を残すおそれがあり、手術などにより改善が見込まれる方が対象で、特に乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度外となる義務教育就学期間終了後から満18歳までの年齢児については、適切な医療を受けるための大きな経済的支援となる制度です。令和元年度は申請件数は計画通りでしたが、医療費の未請求もあり、執行率が減少しました。
評価と課題	自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の児童で、身体上の障害を有するか、現在有する疾患について医療を行わないと将来障害を残すおそれがあり、手術などにより改善が見込まれる方が対象で、将来的な障害の除去・軽減のために重要な役割を担うものです。しかし、区条例による乳幼児及び義務教育就学児医療費助成に優先されるものですが、申請の手間などを理由に、申請しない方もいます。義務教育就学期間終了後から満18歳までの年齢児については、制度の周知に努めた効果があり、受給者証の交付件数は目標を達成できました。今後も、本制度は適切な医療を受けるための大きな経済的支援となるため、制度の周知に努めていきます。

令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成により、「子どもの医療費は自己負担なし」の認識が区民に浸透した結果、診断書の提出などの手続きが必要な本制度を申請しないで上記医療助成を受ける人が増えていますが、本制度は法に基づく重要な制度であるため、引き続き周知に努めます。 件数は減少傾向にありますが、事業コストについては障害の程度や手術内容に影響を受け予測が困難なため、令和3年度予算は現状維持とします。	

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00341)

事務事業名称	安心して妊娠・出産できる環境づくり	款 04	項 05	目 03	事業 007	整理番号	351
現担当課名	健康推進課	係名	健康推進係	連絡先 電話番号	4528	昨年度 整理番号	358
上位施策No・施策名	20 妊娠・出産期の支援の充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成23年度	実行計画事業	目標 05	施策 20	計画事業 01		
令和元年度 担当課名	健康推進課			事業評価区分	一般		

令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○産科医等に分娩手当を支給する診療所 ○不妊に悩む区民 等 	根拠 法令 等	(1) 杉並区特定不妊治療費助成金支給実施要綱 (2) 杉並区産科医等確保支援事業補助金交付要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○減少する区内の産科医の確保を図り、区民が身近な施設で出産できる体制を整える。 ○不妊に悩む区民が、安心して出産できる環境づくりを行う。 	活動指標	指標名 (1) 分娩手当の支給件数 指標説明 区内の出産施設 (19床以下) における分娩数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○区内の出産施設で分娩の際に施設から産科医等に支給される分娩手当の一部を助成する。 ○「東京都特定不妊治療費助成事業」の対象者に、特定不妊治療にかかった保険適用外の治療費を助成する。 ○区民向け不妊専門相談や基礎講座、グループカウンセリングを行う。 	指標名 (2) 施設整備助成件数 指標説明 出産施設の整備件数	
		成果指標	指標名 (1) 特定不妊治療費助成件数 指標説明 特定不妊治療費の助成をした件数
		指標名 (2)	指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和 2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 件	736	1,400	706	1,000	627	1,000	62.7	84.6
活動指標 (2)	2 件	0	0	0	0	0	0	0.0	
成果指標 (1)	3 件	707	900	630	900	692	900	76.9	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	34,297	42,140	29,886	39,137	33,108	35,779	特記事項 執行率84.6%の理由としては、特定不妊治療費助成事業の申込者の実績が、想定より少なかったことによるものです。また、分娩手当の助成事業について、実績が想定より少なかったことによるものです。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	76	105	71	105	77	95		
職員数	8 人	0.32	0.40	0.43	0.20	0.10	0.10		
	9 人	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60		
人件費	10 千円	2,749	3,436	3,623	1,685	872	872		
	11 千円	1,766	1,766	1,853	1,853	1,848	1,848		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	38,812	47,342	35,362	42,675	35,828	38,499		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	52,734	33,816	50,088	42,675	57,142	38,499		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	0	0	0	0	0	0		
	16 千円	202	215	149	177	139	188		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	202	215	149	177	139	188		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	38,610	47,127	35,213	42,498	35,689	38,311		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 351

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	杉並区産科医等確保支援事業補助		627	件
	杉並区特定不妊治療費助成	692	件	30,269
	不妊専門相談・妊娠を望む方への基礎講座の実施	33	人	406
	その他 ()			
事業実績	<p>地域の中で安心して妊娠・出産できる環境づくりのために、不妊に悩む夫婦に対して、相談体制を強化するとともに、経済的負担の大きい特定不妊治療費の一部助成を692件行いました。</p> <p>また、地域の産科医の減少を抑えるために、医療機関等が産科医と助産師に支給する分娩手当の一部を助成する支援を627件行いました。</p>			

令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>分娩を取り扱う産科医等への助成制度は平成23年度 (支給件数1205件) から開始し、令和元年度の支給件数は627件です。対象施設は平成23年度の6施設から、3施設 (令和元年度) となっており減少しています。</p> <p>平成23年度から高額な特定不妊治療費の助成を行うとともに、妊娠や不妊についての基礎講座や個別相談事業を実施しており、基礎講座の中では不妊体験者によるグループピアカウンセリングを取り入れ、不安の解消を図っています。事業に対する意見として、高額の費用がかかる特定不妊治療に対する助成は、非常に助かると概ねよい評価をいただいています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>分娩手当の助成事業は、出産施設を有する医療機関や既存施設の病床数の増加が今すぐには見込まれないため、件数は減少傾向のまま推移する見込みです。</p> <p>特定不妊治療費の助成事業については、不妊治療に対する認知度が年々高まっていることから治療に対する理解が深まり、平成31年4月から開始した夫の不妊治療費に対する助成も、定期的な周知により、認知されていくと想定されます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>活動指標「分娩手当の支給件数」では、年々減少しており、目標達成は難しい状況にある。出産施設を有する医療機関や既存施設の病床数の増加は、今すぐには見込まれない。</p> <p>成果指標「特定不妊治療助成件数」では、平成30までは減少傾向にあったが、令和元年度から助成条件の一部緩和により、前年度に比べて62件増加した。</p>
評価と課題	<p>分娩手当の一部助成については、平成30年度より79件少ない627件でしたが、4,500人前後の区内出生数に対する交付実績としては、事業の果たす役割は大きいと考えます。課題としては、支給対象施設数が増加しないことです。</p> <p>特定不妊治療費助成については、医療保険が適用されない治療のため、その費用が高額となっており、対象者の経済的負担の軽減につながっています。課題として、令和元年度の助成件数は、前年度に比べて62件増加したが、ピーク (827件) の平成28年度までは届いていないことです。</p> <p>また、不妊相談については、近年増加傾向にある不妊についての悩みや不安を解消できるよう、相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談・ピアグループカウンセリング等を実施します。</p>

令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>予算は現状維持としつつ、以下の取組を進めます。</p> <p>分娩手当の助成については、出産施設を有する医療機関や既存施設の病床数の増加が今すぐには見込まれないため、件数の増加は厳しい状況にあり、そのことを踏まえ、継続して産科支援対策に取り組みます。</p> <p>特定不妊治療費助成については、妻に対する特定不妊治療費の助成に加えて、平成31年4月から開始した夫の不妊治療費に対する助成を継続して実施していきます。また、所得制限を緩和した (夫婦の合算の所得額上限730万円から上限905万円) ことにより、助成件数の増を見込んでいます。</p> <p>不妊相談事業については、妊娠を望む方を対象とした基礎講座についての実績を踏まえつつ、当事者の意見を活かした講座を行っていきます。</p>	